

ばならない。区分3引火性液体のうち引火点100°F (37.8°C) 以上のもの、または区分4引火性液体を保管するタンクのいかなる部分からも、地下室やピットの最も近い壁面、または土地境界線まで1フィート (30.5cm) 以上、離れていなければならない。

* * * * *

(iv) ***

(a) 区分1または2引火性液体、もしくは区分3引火性液体のうち引火点100°F (37.8°C) 未満のものに関する換気口の場合および配置。区分1または2引火性液体、もしくは区分3引火性液体のうち引火点100°F (37.8°C) 未満のものを保管するタンクから出ている換気パイプは、排出口が建物の外側となるよう、また隣接する地面から12フィート (3.7m) 以上高く、注入パイプの開口部より高い位置に設置しなければならない。蒸気の拡散を助けるため、換気パイプの排出口は上向きのみとする。公称内径2インチ (5.0cm) 未満の換気パイプは、過度の背圧が生じないように、装置等に妨げられてはならない。換気パイプの排出口は、可燃性/引火性蒸気が建物開口部から入らないよう、また軒やその他の障害物に溜まらないよう設置しなければならない。換気パイプの長さが10フィート (3.1m) 未満の場合、または公称内径2インチ (5.0cm) 未満の場合、その排出口には真空および過圧防止安全装置を取り付けるか、もしくは承認済み火災防止装置を換気ライン上の排出部または排出部から承認された距離以内に取り付けなければならない。

* * * * *

(c) 区分3引火性液体のうち引火点100°F (37.8°C) 以上のもの、または区分4引火性液体に関する換気口の場合および配置。区分3引火性液体のうち引火点100°F (37.8°C) 以上のもの、または区分4引火性液体を保管するタンクから出ている換気パイプは、排出口が建物の外側となるよう、また注入パイプの開口部より高い位置に設置しなければならない。換気排出口は通常の積雪レベルよりも高い位置になければならない。異物の侵入を防ぐため、返しベンド、粗目ふるい、その他の装置を取り付けてもよい。

* * * * *

(v) ***

(d) 区分2引火性液体、および区分3引火性液体のうち引火点100°F (37.8°C) 未満のもので、原油、ガソリン、アスファルト以外のものについては、注入パイプはできる限り静電気が発生する可能性を排除した設計・設置をしなければならない。タンク上部から注入される注入パイプは、タンク底部から6インチ (15cm) 以内で終わるようにし、余計な振動が起きないように設置しなければならない。

* * * * *

(4) ***

(iv) ***

(e) 区分2引火性液体、および区分3引火性液体のうち引火点100°F (37.8°C) 未満のもので、原油、ガソリン、アスファルト以外のものについては、注入パイプはできる限り静電気が発生する可能性を排除した設計・設置をしなければならない。タンク上部から注入される注入パイプは、タンク底部から6インチ (15cm) 以内で終わるようにし、余計な振動が起きないように設置しなければならない。

* * * * *

(d) ***

(1) ***

(ii) ***

(b) 区分1、2または3の引火性液体で、自動車両、航空機、船舶、もしくは移動型または据置型エンジンの燃料タンクに入っているもの。

* * * * *

(2) ***

(iii) サイズ。引火性液体の容器は、表H-12に従うものとする。ただし、区分1または2の引火性液体については、下記の条件を満たす場合、容積1ガロンを超えない限りにおいて、ガラスまたはプラスチックの容器を使用することができる。

(a) ***

(2) 使用者のプロセスにおいて以下のいずれかを必要とする場合。(2a) 1回の使用で、区分1引火性液体を1パイント (0.43L) 超、または区分2引火性液体のシングルアッセイロットを1クォート (0.94L) 超、必要とする場合。(2b) 使用可能な液体の指定基準では満たすことのできない品質の分析標準液体の維持を必要とし、1回の管理プロセスにおいて使用しなければならない分析標準液体の分量が、本液体区分の表H-12に定める容器容積の16分の1を超える場合。

または、

* * * * *

[50423]

(3) ***

(i) 最大容積。保管キャビネットには、区分1、2、3の引火性液体については60ガロン (227L) 以上、区分4の引火性液体については120ガロン (454L) 以上、保管してはならない。

* * * * *

(4) ***

(iii) 配線。電気配線および設備は、区分1または2引火性液体、もしくは区分3引火性液体のうち引火点100°F (37.8°C) 未満のものに使用される保管室内に配置される場合、本項サブパートSに基づく「危険有害性のある場所クラス1、部門2」の承認が必要である。区分3引火性液体のうち引火点100°F (37.8°C) 以上のもの、および区分4引火性液体については、一般使用として承認が必要である。

(iv) 換気。屋内保管室にはすべて、重力式または機械式の排気システムを設置しなければならない。このようなシステムは、1時間に6回以上、室内の空気を完全に入れ替えることができるよう設計されなければならない。機械式排気システムを使用する場合、ドアの外に設置したスイッチでシステムを制御できるようにする。排気設備および照明設備は、同じスイッチで操作できるようにする。区分1または2引火性液体、もしくは区分3引火性液体のうち引火点100°F (37.8°C) 未満のものが室内に放出されている場合、上記スイッチの近くにパイロット照明を設置する。重力式排気システムが設置されている場合、外気採取口および室内空気の排出口は、その保管室がある建物の外に設けなければならない。

* * * * *

(7) ***

(i) ***

(b) 区分1、2、3の引火性液体保管区域から、10フィート (3.1m) 以上、25フィート (7.6m) 以下の距離で、保管室の外側であり、かつ建物の内側である場所に、12-B等級以上の移動式消火器を1個以上、設置すること。

* * * * *

(e) ***

(2) ***

(ii) ***

(b) ***

(1) 容器に入った区分1引火性液体25ガロン (94.6L)

(2) 容器に入った区分2、3、4引火性液体120ガロン (454L)

(3) 単一移動式タンクに入った区分2、3、4引火性液体660ガロン (2,498L)。

* * * * *

(iv) ***

(a) 区分1または2引火性液体、もしくは区分3引火性液体のうち引火点100°F (37.8°C) 未満のものは、不使用時にはふたの付いた容器に入れて保管すること。

* * * * *

(c) 区分1または2引火性液体、もしくは区分3引火性液体のうち引火点100°F (37.8°C) 未満のものを使用する際には、蒸気が移動しうる経路に、裸火や他の着火源があってはならない。

* * * * *

(3) ***

(v) ***

(a) 本項段落(e) (3) (i) に定義する区域で、区分1または2引火性液体、もしくは区分3引火性液体のうち引火点100°F (37.8°C) 未満のものを使用する場合、実床面積1平方フィートあたり1分につき1立方フィート (28,317cm³) 以上の割合で換気を行わなければならない。この換気は、建物外部の安全な場所に排出口または排気口を持つ自然式または機械式換気によって行わなければならない。補給空気の採取については、換気を妨げることのないよう規定を設けなければならない。可燃性/引火性蒸気が集まる可能性のある床面およびピットのすべてについて、換気ができるようにしなければならない。

(b) 建物内で使用される設備、および建物の換気は、通常作業条件下において、可燃性/引火性の蒸気空気混合物が、区分1または2引火性液体、もしくは区分3引火性液体のうち引火点100°F (37.8°C) 未満のものを大気中に曝露させる設備の内部、および設備から5フィート (1.6m) 以内に留まるよう、設計しなければならない。このような設備の例として、分注施設、開放遠心分離機、プレートおよびフレームフィルター、開放真空フィルター、開放設備表面などがある。

* * * * *

(4) ***

(i) タンク車両およびタンク車の積み込みおよび荷下ろし施設については、最も近い注入管から測定して、地上タンク、倉庫、他の工場建物、または隣接する建設地面における最も近い土地境界線との距離が、区分1または2引火性液体、もしくは区分3引火性液体のうち引火点100°F (37.8°C) 未満のものは25フィート (7.6m)、区分3引火性液体のうち引火点100°F (37.8°C) 以上のもの、および区分4引火性液体は15フィート (4.5m)、離れていなければならない。作業者が使用するポンプやシェルターの建物も一部となる場合がある。施設における作業は、本項段落(f) (3) の適切な箇所を遵守しなければならない。

* * * * *

(6) ***

(ii) アース。区分1または2引火性液体、もしくは区分3引火性液体のうち引火点 100°F (37.8°C) 未満のものを容器に分注する場合には、そのノズルおよび容器が電氣的に連結されていなければならない。注入時に容器が置かれている金属床板が、注入管と電氣的に連結されている場合、または注入作業中、注入管が容器に接続されている場合、本項の規定は満たされているものと見なされる。

(7) ***

(i) ***

(c) 可燃性/引火性の蒸気空気混合物が、非通常条件下において、部門1の場所を越えた距離にわたって存在する可能性がある場所は、本パートにおけるサブパートSの要求事項に従い、部門2に分類される。これらの場所には、屋内であれば、部門1区域から水平方向に20フィート(6.0m)、垂直方向に3フィート(1.0m)以内の区域、および25フィート(7.7m)以内の床面または平面上3フィート(1.0m)以内の区域が含まれ、屋外であれば、区分1または2引火性液体、もしくは区分3引火性液体のうち引火点 100°F (37.8°C) 未満のものを取り扱うポンプ、排出管、引き出し部、計測器、その他類似の装置から10フィート(3.1m)以内の区域が含まれる。部門1または2区域内で、適切な機械式換気を供えたピットは、部門2に分類される。区分3引火性液体のうち引火点 100°F (37.8°C) 以上のもの、および区分4引火性液体のみを取り扱う場合は、通常の電気設備でよい。ただし電気器具の配置は、熱した金属が開放設備中に落下することのないよう注意する。

* * * * *

(f) ***

(1) ***

(i) 区分1または2引火性液体、もしくは区分3引火性液体のうち引火点 100°F (37.8°C) 未満のもの。

区分1または2引火性液体、もしくは区分3引火性液体のうち引火点 100°F (37.8°C) 未満のものは、密閉容器、または建物外部の地上保管タンク、または本項段落(b)に従う地下保管場所に保管しなければならない。

(ii) 区分3引火性液体のうち引火点 100°F (37.8°C) 以上のもの、および区分4引火性液体。

区分3引火性液体のうち引火点 100°F (37.8°C) 以上のもの、および区分4引火性液体は、容器、または建物内のタンク、または本項段落(b)に従う地下保管場所に保管しなければならない。

[50424]

* * * * *

(2) ***

(ii) 暖房。区分1または2引火性液体、もしくは区分3引火性液体のうち引火点 100°F (37.8°C) 未満のものを保管または取り扱う部屋の暖房は、蒸気やお湯など、着火源の生じない方法で行わなければならない。着火源を伴う暖房器具のある部屋は、可燃性/引火性蒸気の侵入を防げる場所および配置としなければならない。

(iii) ***

(a) 区分1または2引火性液体、もしくは区分3引火性液体のうち引火点 100°F (37.8°C) 未満のものの汲み上げや分注を行う部屋、建物、囲みにはすべて換気を設置しなければならない。換気システムの設計は、比較的比重の高い蒸気を考慮して行うこと。換気方法として、外壁に床面の高さで適切な開口部を設け、ルーバーや粗目ふる

い以外に障害物がないようにして行ってもよい。自然換気が不適切な場合、機械式換気を設置しなければならない。

(b) 区分1または2引火性液体、もしくは区分3引火性液体のうち引火点100°F (37.8°C) 未満のものは、可燃性/引火性蒸気が侵入しうる地下室やピットのある建物内で保管または取り扱いを行ってはならない。ただし、そのような区域に、区域内における可燃性/引火性蒸気の蓄積を防ぐための換気が設置されている場合は、この限りではない。

(c) 区分1または2引火性液体、もしくは区分3引火性液体のうち引火点100°F (37.8°C) 未満のものを建物から容器に引く、または建物内で容器に注入する場合には、その建物は可燃性/引火性蒸気が危険有害性のある濃度まで蓄積することのないよう、規定が定められていなければならない。機械式換気が必要な場合には、引火点100°F (37.8°C) 未満の引火性液体の取り扱い中は換気を常にONにしておかななければならない。

(3) ***

(i) 分離。タンク車両およびタンク車の積み込みおよび荷下ろし施設については、最も近い注入口から測定して、地上タンク、倉庫、他の工場建物、または隣接する建設地面における最も近い土地境界線との距離が、区分1または2引火性液体、もしくは区分3引火性液体のうち引火点100°F (37.8°C) 未満のものは25フィート (7.6m)、区分3引火性液体のうち引火点100°F (37.8°C) 以上のもの、および区分4引火性液体は15フィート (4.5m)、離れていなければならない。作業者が使用するポンプやシェルターの建物も一部となる場合がある。

(ii) 区分の限定。区分1または2引火性液体、もしくは区分3引火性液体のうち引火点100°F (37.8°C) 未満のものを、保管タンクから積み込みラックの注入管まで移送する配管、ポンプ、計測器などの設備は、区分3引火性液体のうち引火点100°F (37.8°C) 以上のもの、および区分4引火性液体に使用してはならない。

* * * * *

(iv) ***

(a) ***

(1) 区分1または2引火性液体、もしくは区分3引火性液体のうち引火点100°F (37.8°C) 未満のものを積み込む場合、または

(2) 区分3引火性液体のうち引火点100°F (37.8°C) 以上のもの、および区分4引火性液体を、先に積まれた区分1または2引火性液体、もしくは区分3引火性液体のうち引火点100°F (37.8°C) 未満のものから発生した蒸気が残っている可能性のある車両に積み込む場合、

* * * * *

(d) ***

(2) 区分1または2引火性液体、もしくは区分3引火性液体のうち引火点100°F (37.8°C) 未満のものを、積み込み施設でいっさい取り扱わず、かつタンク車両へも区分3引火性液体のうち引火点100°F (37.8°C) 以上のもの、および区分4引火性液体しか積み込まれない場合、ならびに

* * * * *

(v) 迷走電流。タンク車積み込み施設のうち、区分1または2引火性液体、もしくは区分3引火性液体のうち引火点100°F (37.8°C) 未満のもの積み込みを開放天井で行っている施設については、パイプを1本以上のレールと

ラック構造（金属ラックの場合）に接続することにより、迷走電流への防護を行う。ラック区域に複数のラインが入っている場合は電氣的に相互接続しなければならない。また、過度の迷走電流が存在することが分かっている区域では、ラック区域に入っているすべてのパイプについて、絶縁部分を設け、ラック配管をパイプラインから電氣的に分離する。区分3引火性液体のうち引火点100°F（37.8°C）以上のもの、および区分4引火性液体の積み込みまたは荷下ろし中には、タンク車とラックまたは配管の接続は必要ない。

(vi) 容器注入施設。

区分1または2引火性液体、もしくは区分3引火性液体のうち引火点100°F（37.8°C）未満のものを容器に分注する場合には、そのノズルおよび容器が電氣的に連結されていなければならない。注入時に容器が置かれている金属床板が、注入管と電氣的に連結されている場合、または注入作業中、注入管が容器に接続されている場合、本項の規定は満たされているものと見なされる。

(4) ***

(viii) ***

(e) 本項段落(f) (4) (viii) (d) の要求事項に加え、区分1または2引火性液体、もしくは区分3引火性液体のうち引火点100°F（37.8°C）未満のものを移送するラインで、波止場につながるものはすべて、海岸の波止場への進入口近くの堤防設置区域外に、すぐ操作できるようブロックバルブを設置すること。複数ラインがある場合には、各バルブは1箇所まとめて設置すること。

* * * * *

(5) ***

(i) 適用。本段落(f)(5)(1) は、区分1または2引火性液体、もしくは区分3引火性液体のうち引火点100°F（37.8°C）未満のものの保管または取り扱いを行う区域に適用する。区分3引火性液体のうち引火点100°F（37.8°C）以上のもの、および区分4引火性液体のみを保管または取り扱う区域については、通常の場所では本パートにおけるサブパート S の規定に従い電気設備を設置してもよい。

* * * * *

(6) 着火源。区分1または2引火性液体、もしくは区分3引火性液体のうち引火点100°F（37.8°C）未満のものの取り扱い、引き込み、分注は、可燃性/引火性蒸気が着火源に届く可能性のある場所で行ってはならない。指定場所以外は禁煙とする。

引火性液体の蒸気による危険有害性が通常に存在している場所では、「禁煙」の掲示を目立つように表示しなければならない。

* * * * *

(8) 防火。火災が発生する可能性の高い場所では、小型ホースや移動式消火器など、適切な防火装置を使用できるようにしなければならない。さらに個別容積が50,000ガロン（189,270L）を超えるタンクに、区分1または2引火性液体、もしくは区分3引火性液体のうち引火点100°F（37.8°C）未満のものが入っている場合、ならびに周辺施設から普通以上の曝露危険有害性が存在する場合には、上記に加えて補足的防火設備が必要な場合もある。このような補足的防火設備は、最大タンク内の火災を消火するのに十分な能力を持ったものであること。このような設備の設計および分量は、承認済み技術基準に従ったものでなければならない。

[50425]

* * * * *

(g) * * *

(1) * * *

(i) * * *

(c) 区分1または2引火性液体、もしくは区分3引火性液体のうち引火点100°F (37.8°C) 未満のものを、一般自動車両の燃料タンクに分注する装置は、バルク工場に設置してはならない。ただしフェンスや類似の障壁により、バルク作業を行う区域から隔てられている場合はこの限りではない。

* * * * *

(e) 本項段落(g)(1)(i)(a)の規定は、引火点100°F (37.8°C) 未満の引火性液体を、タンク車両から自動車両へ開放区域において分注することを禁ずるものではない。そのような分注は、以下の条件において認められるものとする。

* * * * *

(f) 区分1または2引火性液体、もしくは区分3引火性液体のうち引火点100°F (37.8°C) 未満のものは、可燃性/引火性蒸気が侵入しうる地下室やピットのある建物内で保管または取り扱いを行ってはならない。ただし、そのような区域に、区域内における可燃性/引火性蒸気の蓄積を防ぐための換気が設置されている場合は、この限りではない。

* * * * *

(iii) * * *

(a) 本項段落(g)(1)(ii)に定めるようなタンクに保管されている場合を除き、区分1または2引火性液体、もしくは区分3引火性液体のうち引火点100°F (37.8°C) 未満のものは、いかなるガソリンスタンド内にも保管してはならない。ただし、合計容積60ガロン (227L) 以内の密閉容器に入ったものはこの限りではない。また承認済みポンプの付いた容積60ガロン (227L) 以内の容器1個も認められている。

(b) 区分1または2引火性液体、もしくは区分3引火性液体のうち引火点100°F (37.8°C) 未満のものを、ガソリンスタンドの建物の注油設備や給油室内において、ある容器から別の容器へ移すことは、その電気設備が表H-19を遵守しており、かつあらゆる暖房設備が本項段落(g) (6) を遵守している場合に限り認められる。

(c) 区分3引火性液体のうち引火点100°F (37.8°C) 以上のもの、および区分4引火性液体は、ガソリンスタンドの建物内で保管および分注することができる。ただしそのタンクの容積はそれぞれ120ガロン (454L) を超えないものとする。

* * * * *

(v) *移動式容器への分注*。区分1または2引火性液体、もしくは区分3引火性液体のうち引火点100°F (37.8°C) 未満のものを移動式容器に注ぐことは、その容器が金属製で、ネジ式またはバネ式のふたにより固く密閉することができ、内容液をこぼすことなく注ぐことのできる注ぎ口等が付いた設計である場合に限り認められる。

* * * * *

(3) * * *

(iv) * * *

(a) 区分1または2引火性液体、もしくは区分3引火性液体のうち引火点100°F (37.8°C) 未満のものをタンクから移送する際には、流量を調節し、かつ漏出または放出事故を防ぐよう設計および設置された固定ポンプを使用すること。

(b) (1) 区分1または2引火性液体、もしくは区分3引火性液体のうち引火点100°F (37.8°C) 未満のものの分注には、指定された装置以外使用してはならない。また指定された装置であっても、分解しているのが分かれば使用してはならない。

(2) 区分1または2引火性液体、もしくは区分3引火性液体のうち引火点100°F (37.8°C) 未満のものの分注装置のうち、1978年12月31日より後に設置されたものにはすべて、端材のエビデンスを取り付け、装置を分解しようとするれば必ずエビデンスが損傷し、ノズルを分解したり取り外したりしなくても判明するようにしておくこと。

(c) 区分1または2引火性液体、もしくは区分3引火性液体のうち引火点100°F (37.8°C) 未満のものは、ドラム、バレルまたは類似の容器から、加圧下で分注してはならない。容器上部から汲み上げを行う承認済みポンプ、または承認済み自閉水栓を使用すること。

* * * * *

(v) * * *

(a) 本段落(g) (3) (v) は、区分1または2引火性液体、もしくは区分3引火性液体のうち引火点100°F (37.8°C) 未満のものを分注するシステムのうち、そのような液体を保管場所から個別または複数の分注器まで、分注器とは別の場所に設置されたポンプを通して移送するものに適用する。

* * * * *

(iv) * * *

(a) 区分1または2引火性液体、もしくは区分3引火性液体のうち引火点100°F (37.8°C) 未満のものの分注に使用される分注器には、指定された自閉式ホースノズルバルブを取り付けること。

* * * * *

(4) * * *

(iii) * * *

(a) * * *

* * * * *

(d) 区分1または2引火性液体、もしくは区分3引火性液体のうち引火点100°F (37.8°C) 未満のものを取り扱う配管は、迷走電流を制御するためにアースを設置すること。

(5) * * *

(i) 適用。本段落(g)(5)は、区分1または2引火性液体、もしくは区分3引火性液体のうち引火点100°F (37.8°C) 未満のものの保管または取り扱いを行う区域に適用する。区分3引火性液体のうち引火点100°F (37.8°C) 以上のもの、および区分4引火性液体のみを保管または取り扱う区域については、通常の場合では本パートにおけるサブパートSの規定に従い電気設備を設置してもよい。

* * * * *

(6) ***

(iv) 作業区域。ガスまたは石油燃料を使用する暖房設備を注油施設、販売室、給油室に設置することは、区分1または2引火性液体、もしくは区分3引火性液体のうち引火点 100°F (37.8°C) 未満のものの分注または移送がこれらの場所で行われていない場合で、かつ燃焼室の底面が床面より 18 インチ (45.8cm) 以上高い位置にあり、またその暖房設備が車両による物理的損傷から守られている場合に限って認められる。ガレージ内での使用が認められている、ガスまたは石油燃料を使用する指定暖房設備については、その設備が床面より 8 フィート (2.4m) 以上高い位置にある場合、区分1または2引火性液体、もしくは区分3引火性液体のうち引火点 100°F (37.8°C) 未満のものの分注が行われている注油施設、販売室、給油室への設置が認められている。

* * * * *

(7) 排水および廃棄物の処理。区分1または2引火性液体、もしくは区分3引火性液体のうち引火点 100°F (37.8°C) 未満のものの分注が行われる区域については、規定を定め、漏出した液体がガソリンスタンドの建物内部に流れ込まないようにしなければならない。そのような規定には、車路の等級分け、ドア敷居の高さを上げる、または他の同等に有効な方法などがある。クランク室排水および引火性液体は、下水管に流すのではなく、すべての建物の外側にあるタンクまたはドラムに保管し、敷地内から搬出するようにしなければならない。

* * * * *

(h) ***

(3) ***

(i) ***

(a) 処理を行う建物は、耐火または不燃建築とする。ただし、区分3引火性液体のうち引火点 100°F (37.8°C) 以上のもの、および区分4引火性液体で、安定したもののみを使用する工場に対して許可された耐荷重壁を持つ重量木材建築については、この限りではない。本項段落(h)(2)(ii)に述べた場合や、耐爆発壁と爆発逃し施設とを組み合わせて使用している場合を除き（本項段落(h)(3)(iv)参照）、耐荷重壁は禁止されている。建物は地下室またはふた付きピットののないものとする。

[50426]

* * * * *

(iii) ***

(b) 建物内で使用される設備、および建物の換気は、通常作業条件下において、可燃性/引火性の蒸気空気混合物が、区分1または2引火性液体、もしくは区分3引火性液体のうち引火点100°F (37.8°C) 未満のものを大気中に曝露させる設備の内部、および設備から5フィート (1.6m) 以内に留まるよう、設計しなければならない。このような設備の例として、分注施設、開放遠心分離機、プレートおよびフレームフィルター、開放真空フィルター、開放設備表面などがある。

(iv) 爆発逃し。区分1または不安定な液体を処理する区域については、下記の1つ以上の方法を用いて爆発換気措置を取ること。

* * * * *

(5) タンク車両およびタンク車の積み込みおよび荷下ろし。タンク車両およびタンク車の積み込みおよび荷下ろし施設については、最も近い注入管位置から測定して、地上タンク、倉庫、他の工場建物、または隣接する建

設地面における最も近い土地境界線との距離が、区分1または2引火性液体、もしくは区分3引火性液体のうち引火点100°F (37.8°C) 未満のものは25フィート (7.6m)、区分3引火性液体のうち引火点100°F (37.8°C) 以上のもの、および区分4引火性液体は15フィート (4.5m)、離れていなければならない。作業者が使用するポンプやシェルターの建物も一部となる場合がある。施設における作業は、本項段落(f) (3) の適切な箇所を遵守しなければならない。

請求コード4510-26-P

* * * * *

(7) ***

(i) ***

(b) 区分1または2引火性液体、もしくは区分3引火性液体のうち引火点100°F (37.8°C) 未満のものを容器に分注する場合には、そのノズルおよび容器が電氣的に連結されていなければならない。注入時に容器が置かれている金属床板が、注入管と電氣的に連結されている場合、または注入作業中、注入管が容器に接続されている場合、本項の規定は満たされているものと見なされる。

* * * * *

(iii) ***

(c) 可燃性/引火性の蒸気空気混合物が、非通常条件下において、部門1の場所を越えた距離にわたって存在する可能性がある場所は、本パートにおけるサブパートSの要求事項に従い、部門2に分類される。これらの場所には、屋内であれば、部門1区域から水平方向に20フィート (6.0m)、垂直方向に3フィート (1.0m) 以内の区域、および25フィート (7.7m) 以内の床面または平面上3フィート (1.0m) 以内の区域が含まれ、屋外であれば、区分1または2引火性液体、もしくは区分3引火性液体のうち引火点100°F (37.8°C) 未満のものを取り扱うポンプ、排出管、引き出し部、計測器、その他類似の装置から10フィート (3.1m) 以内の区域が含まれる。部門1または2区域内で、適切な機械式換気を供えたピットは、部門2に分類される。区分3引火性液体のうち引火点100°F (37.8°C) 以上のもの、および区分4引火性液体のみを取り扱う場合は、通常の電気設備でよい。ただし電気器具の配置は、熱した金属が開放設備中に落下することのないよう注意する。

* * * * *

(j) 適用範囲。本項は、他に特段の注記がない限り、引火点199.4°F (93°C) 未満の引火性液体の取り扱い、保管、使用に適用する。本項は、以下のものには適用しない。

* * * * *

[50432]

請求コード4510-26-C

* * * * *

5. § 1910.107を以下の通り修正する。

A. 段落(c)(9)(i)、(e)(1)、(e)(2)、(e)(3)、(e)(6)(iv)、(e)(8)、および(e)(9)について、「引火性液体または可燃性液体」の語を削除し、これを「引火性液体または引火点199.4°F (93°C) 超の液体」に差し替える。

B. 段落(c)の導入文および(e)(4)を以下の通り改正する。

§ 1910.107 引火性または可燃性物質を用いた吹付塗装。

* * * * *

(e) 引火性液体および引火点199.4°F (93°C) 超の液体

* * * * *

(4) 液体の移送。本項段落(e) (5) に述べた場合を除き、引火性液体および引火点199.4°F (93°C) 超の液体を、容積60ガロン (227L) を超える容器から引き込む場合には、承認済みポンプを使用しなければならない。引火性液体または引火点199.4°F (93°C) 超の液体の容器からの引き込み、および容器への注入 (移動式混合タンクを含む) は、必ず適切な混合室、または吹付区域において、換気システムが稼働している状態で行わなければならない。液体こぼれや着火源に対しては保護のため、適切な注意を払わなければならない。

* * * * *

6. § 1910.119を修正し、段落(a)(1)(ii)導入文、

(a)(1)(ii)(B)、および段落(b)における「企業秘密」の定義を以下の通り改正する。

§ 1910.119 高度に危険有害性のある化学物質のプロセス安全性管理。

* * * * *

(a) ***

(1) ***

(ii) 同一地点にある拠点上で、可燃性/引火性ガス区分 1 (本パート 1910.1200(c)に定義されるもの)、または引火性液体で引火点が 100°F (37.8°C) 未満のものを 10,000 ポンド (4535.9 kg) 以上使用するプロセス。ただし以下のものを除く。

* * * * *

(B) 引火点 100°F (37.8°C) 未満の引火性液体で、冷却または冷蔵効果を使用せずに通常の初留点より低い温度に維持され、大気圧タンクに保管されているもの、または移送されるもの。

* * * * *

(b) 定義。***

「企業秘密」とは、事業主が事業で使用する機密処方、パターン、プロセス、装置、情報または情報の複合であって、それを知らない、または使用しない競合者に対して優位性を得る機会を事業主に与えるものをいう。§ 1910.1200 - 「企業秘密の定義」参照 (企業秘密の評価において使用する判断基準を定めている)。

[50433]

* * * * *

7. § 1910.120において、段落(a) (3) の「健康危険有害性」の語の定義を以下の通り改正する。

§ 1910.120 危険有害性のある廃棄物作業および緊急対応。

(a) ***

(3) ***

「健康危険有害性」とは、曝露した作業者に急性または慢性の健康影響が発生する可能性のある化学物質または病原体をいう。これには極端な温度によるストレスも含まれる。「健康危険有害性」の用語には、「危険有害性通達」基準29 CFR 1910.1200に従い、以下の危険有害性影響のうち、いずれかをもたらすと分類される化学物質が含まれる：急性毒性（曝露経路を問わない）；皮膚腐食性/刺激性、眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性、呼吸器/皮膚感作性、生殖細胞変異原性、発がん性、生殖毒性、特定標的臓器毒性（単回曝露または反復曝露）、吸引力呼吸器毒性。化学物質が健康危険有害性であるかどうかの判断基準は、29 CFR 1910.1200の付録A－「健康危険有害性基準」に示す（強制基準）（化学物質が健康危険有害性と分類されるかどうかの判断基準を示したもの）。

* * * * *

8. § 1910.123の段落(d)を修正し、「可燃性液体」の語を削除するとともに、「引火性液体」および「引火点」の定義を以下の通り改正する。

§ 1910.123 ディッピングおよび塗装作業：対象範囲および定義。

* * * * *

(d) ***

「引火性液体」とは、引火点が199.4°F (93°C) 未満の液体をいう。

「引火点」とは、§ 1910.1200の付録B－「物理化学的危険有害性基準」に示す試験方法に従って試験を行った場合、液体から引火するに足る濃度まで蒸気が発生する最低温度をいう。

* * * * *

9. § 1910.124において、段落(c) (2) の導入文を以下の通り改正する。

§ 1910.124 ディッピングおよび塗装作業における一般要求事項。

* * * * *

(c) ***

(2) 排気は

引火性液体または引火点199.4°F (93°C) 超の液体を使用するディッピングまたは塗装作業から再循環される排気については、必ず以下のことを確保すること。

* * * * *

10. § 1910.125の導入文（表を含む）を以下の通り修正する。

§ 1910.125 引火性液体または可燃性液体を使用するディッピングまたは塗装作業に関する補足的な要求事項。

引火性液体を使用する場合、必ず本項の要求事項、および§1910.123、1910.124、および1910.126（内容に応じ）の要求事項を遵守すること。

以下の場合、本項を遵守すること：	かつ：
液体の引火点が199.4°F (93°C) 以上である。	作業の一部としてその液体が加熱される、または加熱された物体がその液体に入れられる。

* * * * *

サブパートQ - [修正]

11. サブパートQにおける権限の引用は、以下の通り継続する。

権限：「労働安全衛生法」1970年、第4、6、8項（29 U.S.C. 653、655、657）；労働長官命令No. 12-71 (36 FR 8754)、8-76 (41 FR 25059)、9-83 (48 FR 35736)、1-90 (55 FR 9033)、6-96 (62 FR 111)、3-2000 (65 FR 50017)、5-2002 (67 FR 65008)、5-2007 (72 FR 31159)（内容に応じ）；29 CFR パート1911。

12. § 1910.252を以下の通り修正する。

A. 段落(c)(1)(iv)を改正する。

B. 新しい段落(c)(1)(v)を追加する。

§ 1910.252 一般要求事項。

* * * * *

(c) * * *

(1) * * *

(iv) *危険有害性通達*。事業主は、フラックス、塗装、被膜、溶加材に使用されている潜在的に危険有害性のある材料について、そのすべてを「危険有害性通達基準（HCS）」（29 CFR 1910.1200）遵守のために策定するプログラムに含めなければならない。これらの材料はすべて溶接および切削に使用される可能性がある、または溶接および切削中に空気中に放出される可能性がある。事業主は、各作業者がこれら材料の容器ラベルおよび安全性データシートを見られるようにするとともに、29 CFR 1910.1200の規定に従って訓練を受けられるようにしなければならない。潜在的に危険有害性のある材料には、本項段落(c) (5) から(c) (12)に列挙される材料を含むが、これに限るものではない。

(v) *溶接、切削およびろう付けにおける危険有害性通達に関する補足的検討配慮*。

(A) サプライヤーは、自社材料の溶接、切削への使用に伴う危険有害性があれば、§ 1910.1200に定める通りにこれを決定しなければならない。

(B) 溶加材および可溶性粒状材料にはすべて以下の注記を、少なくともタグ、箱または他の容器上に表示しなければならない。

「適切な換気のない区域で使用しないこと」

ANSI Z 49.1-1967「溶接、切削および関連プロセスの安全性」（米国溶接協会）参照。

(C) ろう付け（溶接）溶加材に相当量のカドミウムが含まれている場合、そのラベルには、がん、肺および腎臓への影響、および急性毒性影響を含む、カドミウムに伴う危険有害性を表示しなければならない。

(D) ろう付けおよびガス溶接フラックスにフッ素化合物が含まれている場合、そのラベルには、目および呼吸器への影響を含む、フッ素に伴う危険有害性を表示しなければならない。

* * * * *

サブパートZ - [修正]

13. サブパートZにおける権限の引用は、以下の通り改正する。

権限：「労働安全衛生法」1970年、第4、6、8項（29 U.S.C. 653、655、657）；労働長官命令No. 12-71（36 FR 8754）、8-76（41 FR 25059）、9-83（48 FR 35736）、1-90（55 FR 9033）、6-96（62 FR 111）、3-2000（65 FR 50017）、5-2002（67 FR 65008）、5-2007（72 FR 31159）（内容に応じ）；29 CFR パート1911。

サブパートZはすべて、29 CFR 1910.1000の表Z-1、Z-2、およびZ-3に指定された曝露限界値を持つ物質を除き、「労働安全衛生法」1970年の第(6)(a)項に基づき発行されている。

第1910.1000項の表Z-1、Z-2、およびZ-3もまた、5 U.S.C. 553の第1910.1000項、表Z-1、Z-2、およびZ-3に基づき発行されているが、29 CFR パート1911には基づいていない。ただし、ヒ素（有機化合物）、ベンゼン、綿塵、6価クロムの指定を除く。

第1910.1001項もまた、「契約労働時間および安全性基準法」（40 U.S.C. 3704）の第107項、および5 U.S.C. 553に基づき発行されている。

第1910.1002項もまた、5 U.S.C. 553に基づき発行されているが、29 U.S.C. 655または29 CFR 1911には基づいていない。

第1910.1018、1910.1029、および1910.1200項もまた、29 U.S.C. 653に基づき発行されている。

第1910.1030項もまた、Pub. L. 106-430、114 Stat. 1901に基づき発行されている。

14. § 1910.1001 を以下の通り修正する。

- A. 段落(j)(5)を削除する。
- B. 段落(j)(1)から(j)(4)を(j)(2)から(j)(5)に名称変更する。
- C. 段落(h)(2)(iv)、(h)(3)(vi)、新しく名称変更された(j)(4)、(j)(5)、および(j)(6)の導入文を改正する。

[50434]

D. 新しく段落(j)(1)を追加する。

新しい名称変更を含め、以下の通り改正する。

§ 1910.1001 アスベスト。

* * * * *

(h) * * *

(2) * * *

(iv) 事業主は、汚染された保護具または作業衣を入れる容器を設け、これらを更衣室または作業場から搬出してクリーニング、保守または廃棄を行うとともに、これらの容器には本項段落(j)に従ってラベルを貼付しなければならない。

(3) * * *

(iv) 事業主は、汚染された衣服の運搬に際しては、密閉された不浸透性の袋、または他の密閉された不浸透性の容器に入れ、本項段落(j)に従って表示を行わなければならない。

* * * * *

(j) ***

(1) *危険有害性通達*— *一般*。危険有害性通達。事業主は、アスベストについて、「危険有害性通達基準 (HCS)」(29 CFR 1910.1200) 遵守のために策定する危険有害性通達プログラムに含めなければならない。事業主は、各作業者がアスベストの容器ラベルおよび安全性データシートを見られるようにするとともに、HCSおよび本項段落(j) (7) の規定に従って訓練を受けられるようにしなければならない。事業主は少なくとも次の危険有害性について対応を行うものとする：がん、肺への影響。

* * * * *

(4) *警告掲示*。

(i) *掲示*。規制区域にはすべて、警告掲示を設置・表示しなければならない。また、規制区域への進入路にもすべて警告掲示を掲示し、作業者が掲示を見て、区域内に入る前に必要な保護措置を取れるようにしなければならない。

(ii) *掲示内容*。

(A) 本項段落(j) (4) (i) に定める警告掲示は、以下の形式のものとする。

危険

アスベスト

発がん可能性あり

肺を損傷

許可無き者の入室を禁ずる

(B) また、本項に基づき、規制区域の中で呼吸器および保護衣の使用が義務付けられている場所においては、警告掲示に以下を含めること。

本区域では呼吸器および保護衣を着用のこと

(iii) 事業主は、規制区域の中および近辺で作業する作業者が、本項段落(j) (4) (i) により掲示を義務付けられている警告掲示を確実に理解するようにしなければならない。作業者に確実に理解させる手段には、外国語、絵文字、グラフィックの使用などが含まれる。

(iv) 作業者の立ち入りが合理的に予見され、かつACMまたはPACMを含有する機械室/区域への入口には、建物の所有者が、内部に存在する物質名、その場所、および遵守すればACMまたはPACMが乱されない適切な作業方法を示す掲示を設置しなければならない。事業主は、実現可能な範囲において、これらの掲示に接する作業者が、これらの掲示を確実に理解するようにしなければならない。作業者に確実に理解させる手段には、外国語、絵文字、グラフィックの使用や、認識訓練などが含まれる。

(5) *警告ラベル*。

(i) *表示*。ラベルは、アスベスト繊維を含有するあらゆる原材料、混合物、スクラップ、廃棄物、デブリ、その他の製品、ならびにこれらの容器に貼付しなければならない。建物の所有者または事業主が、先に設置されたACMまたはPACMを発見した場合も、ラベルまたは掲示を貼付し、どの材料にACMまたはPACMが含有されているのか作業者に伝わるようにしなければならない。事業主は、機械室/区域の入口等、曝露しやすい作業者が明確

に気付けるような場所に、これらのラベルを貼付しなければならない。本項段落(j)に定める掲示は、表示に必要な情報が含まれている限り、ラベルの代わりに使用することができる。

(ii) ラベル内容。段落(j)(1)の要求事項に加え、事業主は、アスベスト繊維を含有する保護衣および設備、スクラップ、廃棄物、デブリの袋または容器について、そのラベルに以下の情報が含まれるようにしなければならない。

危険

アスベスト繊維含有

発がん可能性あり

肺を損傷

ダストを吸入しないこと

(6) 本項段落(j)のラベルおよび安全性データシートに関する規定は、以下のものには適用されない：

* * * * *

15. § 1910.1003を以下の通り修正する。

A. 段落(c)(4)(v)の最終文を修正し、「段落(e)(2)、(3)、および(4)」の語句を削除し、代わりに「段落(e)」の語句を追加する。

B. 段落(e)の見出しを改正する。

C. 段落(e)(1)および(e)(2)を改正する。

D. 段落(e)(3)を削除する。

E. 段落(e)(4)および(e)(5)を(e)(3)および(e)(4)に名称変更する。

以下の通り改正する。

§ 1910.1003 発がん性物質 13 種 (4-ニトロジフェニル等)。

* * * * *

(e) **危険有害性の通達。** (1) **危険有害性通達。** **危険有害性通達。** 事業主は、下記に指定する発がん性物質について、「危険有害性通達基準 (HCS)」 (29 CFR 1910.1200) 遵守のために策定する危険有害性通達プログラムに含めなければならない。事業主は、各作業者が下記に指定する発がん性物質の容器ラベルおよび安全性データシートを見られるようにするとともに、HCSおよび本項段落(e)(3)の規定に従って訓練を受けられるようにしなければならない。事業主は少なくとも次の危険有害性について対応を行うものとする：

4-ニトロジフェニル：がん。

α-ナフチルアミン：がん；皮膚刺激性、急性毒性影響。

クロロメチルメチルエーテル：がん；皮膚、目および呼吸器への影響；急性毒性；可燃性/引火性。

3,3'-ジクロロベンジジン（およびその塩）：がん、皮膚感作性。

ビス(クロロメチル)エーテル：がん；皮膚、目および呼吸器への影響；急性毒性；可燃性/引火性。

β-ナフチルアミン：がん、急性毒性影響。

ベンジジン：がん、急性毒性影響。

4-アミノビフェニル：がん。

エチレンイミン：がん；生殖細胞変異原性；皮膚および眼への影響；肝臓への影響；腎臓への影響；急性毒性影響；可燃性/引火性。

β-プロピオラクトン：がん；皮膚刺激性；目への影響；急性毒性影響。

2-アセチルアミノフルオレン：がん。

4-ジメチルアミノアゾベンゼン：がん、皮膚への影響；呼吸器刺激性。

N-ニトロソジメチルアミン：がん、肝臓への影響；急性毒性影響。

(2) 掲示。(i) 事業主は、規制区域への入口に以下の形式による掲示を設置しなければならない。

危険

(化学的特定名)

発がん可能性あり

許可無き者の入室を禁ずる

(ii) 事業主は、本項段落(c)(5)の対象となる作業が行われている規制区域への入口に、掲示を設置しなければならない。掲示は以下の形式のものとする。

[50435]

危険

(化学的特定名)

発がん可能性あり

本区域では送気フード、不浸透衣、保護具を着用のこと

許可無き者の入室を禁ずる

(iii) 規制区域の入口および出口には適切な掲示および指示を表示し、規制区域の出入りに際して実施しなければならない手順を作業者に伝えなければならない。

* * * * *

16. § 1910.1017を修正し、段落(l)を以下の通り改正する。

§ 1910.1017 塩化ビニル。

* * * * *

(1) **危険有害性の通達。** (1) **危険有害性通達。** **危険有害性通達。** 事業主は、塩化ビニルについて、「危険有害性通達基準 (HCS)」 (29 CFR 1910.1200) 遵守のために策定する危険有害性通達プログラムに含めなければならない。事業主は、各作業者が塩化ビニルの容器ラベルおよび安全性データシートを見られるようにするとともに、HCSおよび本項段落(j)の規定に従って訓練を受けられるようにしなければならない。事業主は少なくとも次の危険有害性について対応を行うものとする：がん；中枢神経系への影響；肝臓への影響；血液への影響；可燃性/引火性。

(2) 掲示。(i) 事業主は、規制区域への入口に、以下の形式による読みやすい掲示を設置しなければならない。

危険

塩化ビニル

発がん可能性あり

許可無き者の入室を禁ずる

(ii) 事業主は、危険有害性のある作業が行われている規制区域、または緊急事態が現在発生している区域に、掲示を設置しなければならない。掲示は読みやすく、以下の形式のものとする。

危険

塩化ビニル

発がん可能性あり

本区域では呼吸器保護具、保護衣を着用のこと

許可無き者の入室を禁ずる

(3) ラベル。(i) 本段落(l)の他の要求事項に加え、事業主は、反応炉のポリ塩化ビニル樹脂廃棄物、または他の塩化ビニル汚染廃棄物を入れた容器に、読みやすく以下の情報を表示したラベルを貼付しなければならない。

塩化ビニル汚染

発がん可能性あり

(4) 必要な掲示、ラベルまたは指示の上または周辺には、必要な警告、情報、指示と矛盾する、またはこれらから注意をそらすような文言を表示してはならない。

* * * * *

17. § 1910.1018を修正し、段落(j)(2)(vii) および (p)を以下の通り改正する。

§ 1910.1018 無機ヒ素。

* * * * *

(i) ***

(2) ***

(vii) 本項段落(p)の通達要求事項に加え、事業主は、作業場の汚染保護衣および設備を入れる容器、または作業場から搬出する容器について、以下の情報を表示したラベルを貼付しなければならない。危険：無機ヒ素汚染。発がん可能性あり。禁飲食・禁煙。吹いたり揺すったりしてダストを取らないこと。

* * * * *

(p) 危険有害性の通達。(1) 危険有害性通達。(i) 事業主は、無機ヒ素について、「危険有害性通達基準 (HCS)」(29 CFR 1910.1200) 遵守のために策定する危険有害性通達プログラムに含めなければならない。事業主は、各作業員が無機ヒ素の容器ラベルおよび安全性データシートを見られるようにするとともに、HCSおよび本項段落(o)の規定に従って訓練を受けられるようにしなければならない。事業主は少なくとも次の危険有害性について対応を行うものとする：がん；肝臓への影響；皮膚への影響；呼吸器刺激性；神経系への影響；急性毒性影響。(ii) 事業主は、本段落に定める掲示またはラベルの周辺には、必要な掲示またはラベルの意味と矛盾する、またはこれらから注意をそらすような文言を表示してはならない。

(2) 掲示。(i) 事業主は、規制区域の境界を示すため、以下の形式による掲示を設置しなければならない。

危険

無機ヒ素

発がん可能性あり

禁飲食・禁煙

本区域では呼吸器保護具を着用のこと

許可無き者の入室を禁ずる

(ii) 事業主は、本段落に定める掲示の内容がはっきりと見えるよう、必要に応じて照明や清掃を行わなければならない。

* * * * *

18. § 1910.1025を修正し、段落(g)(2)(vii)および段落(m)を以下の通り改正する。

§ 1910.1025 鉛。

* * * * *

(g) ***

(2) ***

(vii) 事業主は、汚染保護衣および設備を入れた袋または容器について、以下の情報を表示したラベルを貼付しなければならない：危険：鉛汚染衣類および設備。生殖機能損傷または流産の恐れあり。中枢神経系を損傷。取り扱い中は禁飲食・禁煙。吹いたり揺すったりしてダストを取らないこと。

* * * * *

(m) 危険有害性の通達。(1) 危険有害性通達。事業主は、鉛について、「危険有害性通達基準 (HCS)」 (29 CFR 1910.1200) 遵守のために策定する危険有害性通達プログラムに含めなければならない。事業主は、各作業者が鉛の容器ラベルおよび安全性データシートを見られるようにするとともに、HCSおよび本項段落(e) (3) の規定に従って訓練を受けられるようにしなければならない。事業主は少なくとも次の危険有害性について対応を行うものとする：生殖/発生毒性；中枢神経系への影響；腎臓への影響；血液への影響；急性毒性影響。

(2) 掲示。(i) 事業主は、PELを超える作業区域すべてにおいて、以下の警告掲示を表示しなければならない。

危険

鉛

生殖機能損傷または流産の恐れあり

中枢神経系を損傷

本区域では禁飲食・禁煙

(ii) 事業主は、本段落に定める掲示の周辺には、必要な掲示の意味と矛盾する、またはこれらから注意をそらすような文言を表示してはならない。

[50436]

(iii) 事業主は、本段落に定める掲示の内容がはっきりと見えるよう、必要に応じて照明や清掃を行わなければならない。

* * * * *

19. § 1910.1026を修正し、段落(h)(2)(iv)、(j)(3)(ii) および (l)(1)を以下の通り改正する。

§ 1910.1026 6価クロム。

* * * * *

(h) ***

(2) ***

(iv) 事業主は、汚染保護衣または設備を入れる袋または容器を設け、これらを更衣室から搬出して洗濯、クリーニング、保守または廃棄を行うとともに、これらの容器には「危険有害性通達基準」29 CFR 1910.1200の要求事項に従ってラベルを貼付しなければならない。

* * * * *

(j) ***

(3) ***

(ii) 事業主は、廃棄物、スクラップ、デブリ、その他6価クロムで汚染された物質を入れる袋または容器を設け、これらを委託廃棄するとともに、これらの容器には「危険有害性通達基準」29 CFR 1910.1200に従ってラベルを貼付しなければならない。

* * * * *

(l) ***

(1) **危険有害性の通達。** (1) **危険有害性通達。** 事業主は、6価クロムについて、「危険有害性通達基準 (HCS)」(29 CFR 1910.1200) 遵守のために策定する危険有害性通達プログラムに含めなければならない。事業主は、各作業者が6価クロムの容器ラベルおよび安全性データシートを見られるようにするとともに、HCSおよび本項段落(e) (3) の規定に従って訓練を受けられるようにしなければならない。事業主は少なくとも次の危険有害性について対応を行うものとする：がん、眼刺激性、皮膚感作性。

* * * * *

20. § 1910.1027を修正し、段落(i)(2)(iv)、(k)(7)、(m)(1)、(m)(2)(ii)、(m)(3)(i)、および(m)(3)(ii)を以下の通り改正する。

§ 1910.1027 カドミウム

* * * * *

(i) ***

(2) ***

(iv) 事業主は、汚染保護衣および設備を入れる袋または容器を設け、これらを更衣室から搬出して洗濯、クリーニング、保守または廃棄を行うとともに、これらの容器には本項段落(m)に従ってラベルを貼付しなければならない。事業主は少なくとも、汚染保護衣および設備を入れる容器のラベルに、以下の情報を表示しなければならない。

危険

カドミウム容器

発がん可能性あり

肺・腎臓を損傷

ダストを立てないこと

* * * * *